

「曹洞宗報」の法規令達の総目録（一）

川 口 高 風

凡 例

- 一、本稿は昭和二十三年一月一日より昭和三十三年十二月十二日迄の「曹洞宗報」に所収された法規令達に関する目録である。すでに昭和二十二年までは拙稿『曹洞宗務局普達全書』の総目録（平成九年三月 愛知学院大学禅研究所紀要第二十五号）、「続『曹洞宗務局普達全書』の総目録」（平成十一年三月 愛知学院大学禅研究所紀要第二十七号）、「続々『曹洞宗務局普達全書』の総目録」（平成十二年三月 愛知学院大学禅研究所紀要第二十八号）、「続々々『曹洞宗務局普達全書』の総目録」（平成十三年三月 愛知学院大学禅研究所紀要第二十九号）、「宗報」の法規令達の総目録（一）（平成十八年三月 愛知学院大学禅研究所紀要第三十号）、「宗報」の法規令達の総目録（二）（平成十九年三月 愛知学院大学禅研究所紀要第三十五号）において紹介した。
- 一、目録は月日、号、内容要旨、所収「曹洞宗報」の順に分類して整理した。
- 一、旧漢字は新漢字に改め、明らかな誤植は訂正した。

「曹洞宗報」の法規令達の総目録（二）（川口）

「昭和二十三年曹洞宗報」

月 日	号	内 容 要 旨	所収 曹洞宗報
一月一日	告諭	高祖承陽大師七百回大遠忌に当り大遠忌の円満達成に尽されんことを望むの件	一五五
一月一日	宗達甲第一号	高祖承陽大師七百回大遠忌に当り大本山永平寺よりの達示を以て賛助あらんことを望むの件	一五五
一月二十九日	宗達甲第三号	本年三月八日を以て通常宗会を東京に招集するの件	一五六
一月二十九日	宗達乙第二号	三月八日午前九時迄に宗務庁議員控室に集合し所定手続をなすの件	一五六
一月二十一日	宗達甲第二号	第三十五区選出尾形賢童病氣辞任により欠員を生じ当該選挙区に限り補欠選挙を執行するの件	一五七
一月二十一日	宗達乙第一号	第三十五区に限り補欠選挙執行の件発令されたので円満に選挙を終了されたいの件	一五七
一月四日	告示第一号	権大教師に補任された者の件	一五七
一月二十三日	告示第二号	第三十五区宗会議員補欠選挙に關し該選挙長に指名するの件	一五七
二月一日	宗達甲第四号	新憲法下新学制により、新制駒沢大学建学の目的が両祖開教の精神に従つて拳宗僧俗一致協力して本事業を達成するの件	一五七
三月一日	告示第三号	宗会特選議員中村雲超が依願特選を解かれたので宮島智徳が補欠特選されたの件	一五八

三月八日	告示第四号	第三十五区宗会議員補欠選挙結果の件	一五八
三月十二日	告示第五号	大教師に補任された者の件	一五八
三月十二日	告示第六号	権大教師に補任された者の件	一五八
三月十八日	宗達乙第三号	全国宗務所長会議に各宗務所長は参集するの件	一五八
三月十八日	宗達乙第四号	第二回檀信徒集会の運行に關して各職員は格段の努力を払われないの件	一五八
四月一日	告諭	昭和二十三年度宗務庁歳入歳出予算を宗会の協賛を経て定めるの件	一五八
四月一日	告諭	第六十一次宗会の協賛を経て宗法中改正し發布するの件	一五八
四月一日	告諭	第六十一次宗会の協賛を経て宗制審議会規則を定め發布するの件	一五八
四月一日	諭達第一号	宗令中改正し發布するの件	一五八
四月一日	諭達第二号	宗制審議会細則を定め發布するの件	一五八
四月一日	告示第七号	昭和二十一年度曹洞宗宗務庁歳入歳出決算は会計審査の確定を経て超過額合計金及び予算外歳出額金は宗会の承諾を得たの件	一五八
四月一日	告示第八号	昭和二十一年十月三十一日現在の曹洞宗宗務庁準備資金収支決算は会計審査員の審査確定を経て宗会に報告したの件	一五八
三月二十六日	宗達甲第五号	第二十三区選出宗会議員有田大宗の資格消滅により当該選挙区に限り補欠選挙を執行するの件	一五九
三月二十六日	宗達甲第六号	第三十六区選出宗会議員笹崎大雄の資格消滅により当該選挙区に限り補欠選挙を執行するの件	一五九

「曹洞宗報」の法規令達の総目録(一)(川口)

三月二十六日	宗達乙第五号	第二十三区に限り補欠選挙執行により円満に選挙を終了することに努められたいの件	一五九
三月二十六日	宗達乙第六号	第三十六区に限り補欠選挙執行により円満に選挙を終了することに努められたいの件	一五九
三月二十六日	告示第四号	第二十三区宗会議員補欠選挙に關し江戸黙禪を選挙長に指名するの件	一五九
四月一日	告諭	第六十一次宗会の協賛を経て宗費賦課徴収臨時措置法を發布するの件	一五九
四月十二日	宗達甲第七号	本年度第一次教師検定試験を受けんとする者は出願の件	一六〇
四月二十四日	告示第五号	宗会特選議員宮田賢秀死亡により欠員を生じたので補欠特選されたの件	一六〇
五月一日	告示第六号	昭和十九年告示第二十三号寺院教会級階査定表中異動増減により変更された寺院教会及び新設寺院教会を定めるの件	一六〇
五月五日	諭達第三号	宗令中改正し發布するの件	一六〇
五月七日	告示第七号	宗法第五百八十条第四項規定により一カ年の分限停止により住職を失職するの件	一六〇
五月二十二日	告示第八号	宗法第五百七十条第二項及び第五項により分限褫奪により住職を失職するの件	一六〇
六月二日	告示第九号	第二十三区及び第三十六区宗会議員補欠選挙結果当選した者の件	一六一
六月十日	告示第十号	大教師に補任された者の件	一六一
六月十日	告示第十一号	権大教師に補任された者の件	一六一

六月二十一日	宗達甲第八号	第四区選出宗會議員喜美候部省吾、資格消滅により補欠選挙を執行するの件	一六一
六月二十一日	宗達乙第七号	第四区に限り補欠選挙執行により宗務所長及各教区長は宗法並に宗令に規定する手続きを執行し円満に選挙を終了することに努められたいの件	一六一
六月九日	告諭	宗制審議会規則の一部を改定し発布するの件	一六二
七月十二日	宗達乙第八条	三重県第二曹洞宗宗務所長杉松宣方辞職により補欠選挙を執行するの件	一六二
八月九日	宗達甲第九号	本年九月七日を以て臨時宗会を東京に招集し会期を二日と定めるの件	一六三
八月九日	宗達乙第九号	臨時宗会を東京に招集の達示により宗務庁議員控室に集合し所定の手續の件	一六三
八月九日	告示第十二号	第四区宗會議員補欠選挙結果の件	一六三
九月一日	諭達第四号	宗令中改正し発布するの件	一六四
九月一日	告示第十二号	宗法第五百七十六条第二号などによって宗内擯斥に処するの件	一六四
九月三日	宗達甲第十号	十月二十二日から二日間、第二次教師検定試験を行うので試験を受けんとする者は出願されたいの件	一六四
九月八日	告諭	第六十二次臨時宗会の協賛を経て昭和二十三年度宗務庁歳入歳出予算追加更正の件	一六四
九月八日	諭達第五号	宗制審議会規則中第六十二次臨宗会の協賛を経て改正するの件	一六四

「曹洞宗報」の法規令達の総目録（二）（川口）

九月九日	宗達甲第十一号	本年九月九日を以て宗制審議会を宗務庁に招集するの件	一六四
九月九日	宗達乙第十号	宗制審議会を宗務庁に招集する達示により宗務庁委員控室に集合し所定手続の件	一六四
十月八日	宗達甲第十二号	宗制審議会規則第六条但書によつて会期延長の件	一六五
十月九日	宗達乙第十一号	宮城県宗務所長奥野説宗辞職により補欠選挙執行するの件	一六五
十一月一日	告示第十三号	昭和十九年告示第二十三号寺院教会階級査定表中認定収入額の異動増減により変更された寺院の件	一六六
十二月一日	諭達第六号	宗令第六百五十三条中改正し発布するの件	一六七

「昭和二十四年曹洞宗報」

一月十一日	諭達第七号	宗令の通り改正し発布するの件	所収 曹洞宗報 一六八
一月二十五日	宗達甲第十三号	本年三月七日を以て宗制審議会を宗務庁に招集するの件	一六八
一月二十五日	宗達甲第十四号	本年三月八日を以て臨時宗会を東京に招集し会期を三日と定めるの件	一六八
一月二十五日	宗達甲第十五号	三月十一日に通常宗会を東京に招集するの件	一六八
一月二十五日	宗達乙第十二号	宗制審議会を宗務庁に招集するという達示があり同日午前九時迄に宗務庁委員控室に集合し手続きをなすの件	一六八
一月二十五日	宗達乙第十三号	臨時宗会を東京に招集する件で同日午前九時迄に宗務庁議員控室に集合し所定の手続をなすの件	一六八

一月二十五日	宗達乙第十四号	通常宗会を東京に招集する達示があり午前九時迄に宗務庁に集合し所定の手続をなすの件	一六八
二月二十八日	告諭	本宗を離れ単立寺院を設立しようとする傾向がうかがわれ、宗門僧侶は深く想をこらし一致協和して法燈の護持発展に尽力されんことを望むの件	一六九
二月二十八日	宗達甲第二号	宗門を離脱し宗門の和平を攪乱するものがあるが反省を促すように努めて戴きたいの件	一六九
二月十六日	宗達甲第一号	三月五日を以て参事会を宗務庁に招集し会期を一日と定めるの件	一六九
二月十六日	宗達乙第一号	参事会を招集する達示があり午前九時迄に宗務庁に集合し所定の手続をとらえたいの件	一六九
二月十五日	宗達乙第二号	福島県宗務所長安部元希が昭和二十四年二月三日に死亡したので補欠選挙を執行するの件	一六九
二月二十六日	宗達乙第三号	三月二十九日より三日間全国宗務所長会議を招集するので当日午前九時迄に参集されたいの件	一六九
三月十一日	告諭	宗会の解散を命ずるの件	一七〇
四月一日	告諭	昭和二十四年度宗務庁歳入歳出予算は昭和二十三年度通りに定めるの件	一七〇
四月一日	諭達	宗費賦課徴収臨時措置法を定め発布するの件	一七〇
四月二日	宗達乙第四号	長崎県第一宗務所長村上謙道が昭和二十四年三月二十八日に辞職した	一七〇

〔曹洞宗報〕の法規令達の総目録(一)(川口)

「曹洞宗報」の法規令達の総目録(二)(川口)

四月六日	宗達乙第五号	ので補欠選挙を執行するの件 長崎県第二宗務所長伊藤崇隆が昭和二十四年三月二十五日に辞職した ので補欠選挙を執行するの件	一七〇
四月六日	宗達乙第六号	島根県宗務所長田尻貫道が昭和二十四年三月二十三日に辞職したので 補欠選挙を執行するの件	一七〇
四月十五日	宗達乙第七号	京都府宗務所長細川清祐が昭和二十四年四月十五日に辞職したので補 欠選挙を執行するの件	一七〇
五月十四日	諭達	宗会議員選挙臨時措置法を定め発布するの件	一七〇
五月十四日	宗達甲第三号	宗会解散の件が発令されたので昭和二十四年六月二十六日を以て宗会 議員の選挙を施行するの件	一七〇
五月十四日	宗達乙第八号	宗会議員選挙施行の件が発令されたので各宗務所長は当該選挙区域内 の選挙長となり円満に選挙を終了させたいの件	一七〇
五月十四日	告示第四号	宗会議員総選挙施行に伴い二宗務所以上に亘る選挙区の選挙長を任命 するの件	一七〇
五月十八日	宗達乙第九号	全国宗務所長会議を招集するので各宗務所長は当日定刻迄に参集され たいの件	一七〇
六月六日	告示第五号	宗法第五百七十七条第二号の規定により分限褫奪に処すの件	一七二
六月六日	告示第六号	宗法第五百七十七条第二号の規定により分限褫奪に処すの件	一七二
六月六日	告示第七号	宗法第五百八十三条の規定により分限停止六ヶ月に処すの件	一七二

六月六日	告示第八号	宗法第五百八十三条の規定により譴責に処すの件	一七二
六月六日	告示第九号	宗法第五百八十三条の規定により譴責に処すの件	一七二
六月七日	告示第十号	宗務議會選挙施行に伴い五月十四日附指令せる二宗務所以上に亘る選挙区の選挙長を変更するの件	一七二
六月一日	告示第十一号	寺院教会階級査定表中認定収入額の異動増減に因り変更された寺院を定めるの件	一七三
六月二十二日	諭達	宗令中左の一条を追加し發布するの件	一七三
六月二十二日	宗達乙第六号	宗會議員選挙執行に当り、次の選挙区に限り選挙期日を変更し昭和二十四年七月二日と定めるの件	一七三
六月二十二日	宗達乙第七号	選挙期日を変更された選挙区にありては左記の事項を諒承し該選挙を終了されたいの件	一七三
六月二十二日	告示第十二号	選挙施行に当り懲戒処分に附せられた者の地位を定められたの件	一七三
六月二十五日	告示第十三号	懲戒を特免するの件	一七三
六月二十九日	告示第十四号	懲戒を特免するの件	一七四
七月十一日	告示第十五号	懲戒を特免するの件	一七四
七月十二日	宗達乙第八号	宗務所長辞職したので補欠選挙を執行するに付、八月二十五日を以て該選挙期日と定めるの件	一七四
七月十二日	告示第十六号	懲戒を特免するの件	一七四
七月二十一日	告示第十七号	懲戒を特免するの件	一七四

「曹洞宗報」の法規令達の総目録(一)(川口)

「曹洞宗報」の法規令達の総目録(二)(川口)

七月二十九日	宗達甲第四号	本年九月八日を以て臨時宗会を東京に招集し会期を四日と定めるの件	一七四
七月二十九日	宗達乙第九号	臨時宗会の達示により同日午前九時迄に宗務庁議員控室に集合し所定の手続を執らねたいの件	一七四
八月五日	宗達乙第十号	宗会議員選挙に異議申立があったので審決の結果再選挙を行うの件	一七四
八月六日	宗達乙第十一号	兵庫県第一宗務所の分割を指定されたので宗務所長選挙を執行するの件	一七五
七月二十二日	告示第十八号	宗会議員総選挙の結果の明細表の件	一七六
八月二十二日	告示第十九号	第十区宗会議員当選人大森弘道が七月三十一日に辞任の届出があったので、次点者を当選人と定めるの件	一七六
九月一日	告示第二十号	第十一区選挙区における再選挙の結果、公選議員当選人の件	一七六
九月三日	告示第二十一号	三月十一日宗会解散に因り特選された特選議員の件	一七六
九月十一日	告諭	第六十五次臨時宗会の会期を一日間延長するの件	一七六
九月十二日	告諭	今般宗会の協賛を経て宗法中改正し発布するの件	一七六
九月十二日	告示第二十二号	昭和二十二年曹洞宗宗務庁歳入歳出決算の件	一七六
九月十二日	告示第二十三号	昭和二十三年十月三十一日現在曹洞宗宗務庁準備資金収支決算の件	一七六
九月十二日	告諭	昭和二十四年度曹洞宗宗務庁歳入歳出追加更正予算並に附帯の件	一七六
九月二十日	宗達乙第十八号	第三回檀信徒集会の運行に関するの件	一七六
九月二十六日	宗達乙第十九号	教師試験検定会施行を全国六地区に分け施行するの件	一七六
十月一日	宗達乙第二十号	地方特別布教師講習会開催を施行するの件	一七六

〔昭和二十五年曹洞宗報〕

十月一日	宗達乙第二十一号	第六十五次臨時宗会において模範教区設定案を提出し可決されたので管内教区の教化状況を調査し尽力されたいの件 権大教師に補任された者の件	一七六
十月一日	告示第二十四号	愛知県第一曹洞宗宗務所長杉原宗道が辞職したので補欠選挙を執行するの件	一七七
十月七日	宗達乙第二十号	長崎県第一宗務所長山本勤成が十月十六日に死亡したので補欠選挙を執行するの件	一七七
十一月十二日	宗達乙第二十一号	愛知第二宗務所長加藤康田が十一月二十六日に辞職したので補欠選挙を執行するの件	一七八
十一月二十六日	宗達乙第二十二号	災害事故の生じた時は宗務所長が宗務庁の名において見舞いして、本庁社会部宛打電することの件	一七八
十一月二十五日	宗達乙第二十三号	懲戒を特免するの件	一七八
十一月二十九日	告示第二十五号	愛媛県曹洞宗宗務所長江戸黙禪が辞職したので補欠選挙を執行するの件	一七八
十二月五日	宗達乙第二十四号		一七九

月 日	号	内 容 要 旨	所収 〔曹洞宗報〕
一月二十四日	宗達甲第一号	二月四日を以て参事会を宗務庁に招集するの件	一八〇
一月二十四日	宗達乙第一号	二月四日を以て参事会を宗務庁に招集する達示があったので午前九時	一八〇

〔曹洞宗報〕の法規令達の総目録(一)(川口)

「曹洞宗報」の法規令達の総目録（二）（川口）

一月二十五日	宗達甲第二号	迄に宗務庁控室に集合するの件 本年三月七日を以て通常宗会を東京に招集するの件	一八〇
一月二十五日	宗達乙第二号	三月七日を以て通常宗会を東京に招する達示があつたので同日午前九時迄に宗務庁議員控室に集合の件	一八〇
一月二十五日	告示第一号	乾坤院住職米本孝巖は宗法第五百九十四条の規定により懲戒を特免するの件	一八〇
（昭和二十四年） 十月一日	諭達	宗令中改正し発布するの件	一八一
二月四日	告示第二号	昭和三十四年度曹洞宗宗務庁歳入歳出追加更正予算中、追加更正するの件	一八一
二月四日	諭達	宗令中改正し発布するの件	一八一
二月七日	告示第三号	光円寺前住職山田得船を宗法第五百八十九条及び第五百九十四条の規定により懲戒を特免するの件	一八一
二月二十一日	告示第二号	法蔵寺住職遠山明鑑、功岳寺住職松浦俊道、正林寺住職服部国友、円通寺住職谷川俊成の懲戒処分は再審の結果、宗法第五百八十三条の規定により譴責に処するの件	一八一
二月二十四日	告示第一号	第三回檀信徒中央集会の開催に当り所期の目的達成に遺憾なきことを望むの件	一八一
四月一日	告示第二号	昭和三十五年度宗務庁歳入歳出予算を定めるの件	一八二
四月一日	告示第三号	宗法中改正し発布するの件	一八二

四月一日	諭達	宗令中改正し発布するの件	一八二
四月一日	告示第四号	昭和二十三年度曹洞宗宗務庁歳入歳出決算の承認を得たの件	一八二
四月一日	告示第五号	昭和二十三年度曹洞宗宗務庁準備資金收支決算は宗会に報告したの件	一八二
四月一日	告示第六号	緋恩衣の被着を特許された者の件	一八二
四月三日	告示第七号	西沢浩仙、宮島知徳、佐々木泰翁、木全禅海、金剛秀一、乙川瑾映、村上道隆、宮前鳳洲はその責を免れないが再審の結果謹慎三ヶ月に処するの件	一八二
四月三日	告示第八号	中根環堂、矢萩賢宗、喜谷良哉、山内元英、清成智納、来馬道断、前田徳庵、阿部泰葦はその責を免れないが再審の結果謹慎一ヶ月に処するの件	一八二
四月三日	告示第九号	加藤洞源、田辺松巖、本間玉宗、西門一之、藤原良智、森田雪光、松永大俊、中島栄松、成河玉洲、梅原契天、高橋禅友、海野義雄、川窪千峰、里田白順、谷北俊龍、中村貞元、宮崎文輝、横割拳芳、谷根道琳、金森成満はその責を免れないが再審の結果譴責に処するの件	一八二
四月三日	告示第十号	中根環堂、矢萩賢宗、西沢浩仙、宮島智徳、佐々木泰翁、木全禅海、金剛秀一、乙川瑾映、村上道隆、宮前鳳洲、喜谷良哉、山内元英、清成智納、来馬道断、前田徳庵、阿部泰葦は懲戒を特免するの件	一八二
四月八日	告諭	曹洞宗行持軌範の改正編修が完成したので頒布し宗門僧侶はこれを修習して軌範の遵行に努めることを望むの件	一八三

「曹洞宗報」の法規令達の総目録（二）（川口）

四月八日	宗達甲第三号	本日従来の洞上行持軌範を曹洞宗行持軌範と改め、その改正編修が完成刊行された告諭が発せられ宗内寺院僧侶は熟読修習し改正軌範を遵行されたいとの件	一八三
四月九日	宗達乙第三号	兵庫県第二宗務所長武山魁山が辞職したので補欠選挙を施行するの件	一八三
四月二十日	宗達乙第四号	全国宗務所長会議を招集するので各宗務所長は参集されたいの件	一八三
四月二十日	宗達甲第四号	本年五月十日を以て参事会を宗務庁に招集し会期を一日と定めるの件	一八三
四月二十日	宗達乙第五号	五月十日を以て参事会を宗務庁に招集する達示があつたので宗務庁に集合の件	一八三
四月三十日	諭達	昭和二十四年五月十四日付諭達を以て発布された宗会議員選挙臨時措置法は必要がなくなつたため廃止するの件	一八四
五月十日	告諭	昭和二十五年年度宗務庁歳入歳出予算は参事会の議決を経て追加更正するの件	一八四
五月十日	諭達	宗憲第十九条の規定により宗務執行臨時措置令を定め発布するの件	一八四
五月十日	諭達	宗令を改正し発布するの件	一八四
五月十八日	宗達乙第六号	愛知県第一宗務所の分轄により第一宗務所管内有権者に補欠選挙を執行するの件	一八四
五月十八日	宗達乙第七号	愛知県第一宗務所の分轄により第三宗務所管内有権者に補欠選挙を執行するの件	一八四
五月二十五日	宗達乙第八号	宗法第四百五十九条の規定により本年度第一次教師検定試験を施行するの件	一八四

四月三日	告示第十一号	孤峰雲巖、淵仙乘、前田活龍、五野上道映、長田暁玄、河野武翁は懲戒を特免するの件	一八四
六月一日	告示第十二号	寺院教会級階査定表中認定収入額の異動増減に因り変更された寺院教会及び新設寺院教会の件	一八四
六月十五日	告示第十三号	黄恩衣の被着を特許された者の件	一八五
六月十五日	告示第十四号	緋恩衣の被着を特許された者の件	一八五
三月七日	告諭	宗制審議会規則を定め発布するの件	一八六
八月一日	諭達	宗制審議会規則臨時措置令を定め発布するの件	一八六
八月一日	諭達	曹洞宗宗侶再教令を定め発布するの件	一八六
六月二十日	宗達乙第九号	静岡県第二宗務所長赤堀麟道が死亡したので補欠選挙を行うの件	一八六
七月十一日	宗達乙第十一号	新潟県第二宗務所を設置するので所長補欠選挙を行うの件	一八六
七月十五日	告示第十五号	大教師に補任された者の件	一八六
七月十五日	告示第十六号	権大教師に補任された者の件	一八六
七月十五日	告示第十七号	緋恩衣の被着を特許された者の件	一八六
八月十九日	宗達甲第五号	第十一区選出宗会議員中島栄松は資格消滅したため当該選挙区に限り補欠選挙を行うの件	一八七
八月十九日	宗達甲第六号	宗制審議会期日を九月八日とし第一次会期を二日間と定め宗務庁に招集するの件	一八七

「曹洞宗報」の法規令達の総目録（二）（川口）

八月十九日	宗達乙第十二号	第十一区補欠選挙執行に当り円満に選挙を終了することの件	一八七
八月十九日	宗達乙第十三号	宗制審議会を宗務庁に招集する達示があり宗務庁委員控室に集合し 所定の手続きをとられたいの件	一八七
七月二十七日	告示第十八号	第十一区選出宗会議員中島栄松は議員資格を消滅したの件	一八七
八月十九日	告示第十九号	第十一区宗会議員補欠選挙の選挙長を任命するの件	一八七
十月一日	宗達甲第七号	曹洞宗寺院互助協会を設立するの件	一八八
十月一日	宗達乙第十四号	師家養成機関を開設するの件	一八八
六月二十三日	諭達	宗令を改正し発布するの件	一八九
十月一日	諭達	宗令を改正し発布するの件	一八九
十月十六日	告示第二十号	第十一回宗会議員補欠選挙の結果無投票を以て決定したの件	一八九
十一月十四日	告示第二十一号	吉祥寺住職三戸部隆全が緋恩衣の被着を特許された者の件	一九〇

「昭和二十六年曹洞宗報」

月 日	号	内 容 要 旨	所収 「曹洞宗報」
一月二十三日	宗達甲第一号	通常宗会を東京に招集するの件	一九二
一月二十三日	宗達乙第一号	通常宗会を東京に招集するという達示があつたので宗務庁議員控室に 集合し所定の手続きを執られたいの件	一九二
二月一日	告示第一号	昭和二十五年五月十日公布の宗務執行臨時措置令の規定により認可せ る専門僧堂及び専門尼僧堂の件	一九二

二月一日	告示第二号	緋恩衣の被着を特許された者の件	一九二
三月一日	告諭	来歳に迎える高祖大師七百回大遠忌を盛儀裡に円成して海嶽の恩徳に 報い奉るに挺身して完遂せんの告諭	一九三
二月十七日	宗達乙第二号	東京都宗務所長大石俊一は辞職したので補欠選挙を執行するの件	一九三
二月十七日	宗達乙第三号	秋田県第二宗務所分轄認可により補欠選挙を執行するの件	一九三
二月十九日	宗達乙第四・五号	北海道第二及び第三宗務所を設置するに当り補欠選挙を執行するの 件	一九三
二月九日	告示第三号	第九区宗会議員坂井喚三は死亡に付き宗法の規定により当選した者の 件	一九三
二月十五日	告示第四号	大教師に補任された者の件	一九三
二月十五日	告示第五号	権大教師に補任された者の件	一九三
二月十七日	告示第六号	教区长選挙期日を昭和二十六年四月十八日と定めるの件	一九三
二月二十一日	告示第七号	黄恩衣の被着を特許された者の件	一九三
二月二十三日	告示第八号	緋恩衣の被着を特許された者の件	一九三
三月十三日	告諭	昭和二十五年宗務庁歳入歳出予算を追加更正するの件	一九四
三月十三日	告諭	宗会の協賛を経て宗制審議会規則中改正し発布するの件	一九四
四月一日	告諭	宗会の協賛を経て昭和二十六年宗務庁歳入歳出予算を定めるの件	一九四
四月一日	告諭	第六十七次宗会の協賛を経て宗法を改正し発布するの件	一九四
四月一日	論達	宗令を改正し発布するの件	一九四

「曹洞宗報」の法規令達の総目録（二）（川口）

二月十五日	告示第九号	昭和二十五年五月十日公布の宗務執行臨時措置令第十四条の規定により認可せる専門僧堂の追加分の件	一九四
三月十三日	告示第十号	昭和二十五年五月十日公布の宗務執行臨時措置令は第六十七次宗会に報告し承諾を得たの件	一九四
三月十七日	告示第十一号	緋恩衣の被着を特許された者の件	一九四
四月一日	告示第十二号	宗務庁歳出歳入決算は会計審査員の審査確定を経て宗会に報告し予算超過額及び予算外才出は別案を以て宗会の承諾を得た件	一九四
四月一日	告示第十三号	昭和二十四年度宗務庁準備資金収支決算は会計審査員の審査確定を経て第六十七次宗会に報告したの件	一九四
四月二十日	宗達甲第二号	本年度第一次教師試験検定を施行するの件	一九五
四月一日	宗達乙第六号	全国宗務所長会議を招集するので各宗務所長は当日定刻迄に参集されたいの件	一九五
四月五日	宗達乙第七号	第四回檀信徒中央集会を招集するので各職は運行に關して格段の努力を払われないの件	一九五
四月十四日	告示第十三号	四月十八日の数区长選挙は宗務の都合により四月二十八日に延期するの件	一九五
四月十九日	告示第十四号	黄恩衣の被着を特許された者の件	一九五
四月十九日	告示第十五号	緋恩衣の被着を特許された者の件	一九五
四月二十五日	告示第十六号	権大教師に補任された者の件	一九五

五月一日	告諭	単立寺院復帰に関する宗令を定め発布するの件	一九六
六月一日	告諭	専門僧堂安居者取扱に関する宗令を定め発布するの件	一九六
六月七日	宗達甲第三号	本年六月二十七日を以て参事会を宗務庁に招集し会期を一日と定めるの件	一九六
六月七日	宗達乙第八号	参事会を宗務庁に招集するの達示があつたので宗務庁に集合し所定の手続きを執らねたいの件	一九六
四月九日	告示第十七号	権大教師に補任された者の件	一九六
七月一日	告諭	高祖承陽大師七百回大遠忌の法縁に報謝の丹悃を捧げて所期の目的成就に協力あらんことを懇囑するの件	一九七
六月二十八日	宗達甲第四号	参事会の議決を経て施行するの件	一九七
七月一日	宗達第五号	高祖大師七百回大遠忌勸募促進に関する告諭が発せられ拳宗一致大遠忌の円成を期せられたいの件	一九七
六月二十五日	告示第十八号	権大教師に補任された者の件	一九七
六月二十五日	告示第十九号	緋恩衣の被着を特許された者の件	一九七
八月七日	告示第二十号	黄恩衣の被着を特許された者の件	一九九
八月七日	告示第二十一号	緋恩衣の被着を特許された者の件	一九九
八月二十五日	告示第二十二号	宗法第三百六十七条の規定により十月十日迄に所定の手続きを了しない場合は住職資格を失うの件	一九九
八月二十五日	告示第二十三号	宗法第三百六十八条の規定により十月十日迄に所定の手続きを了しない	一九九

「曹洞宗報」の法規令達の総目録(二)(川口)

八月二十五日	告示第二十四号	い場合は住職資格を失うの件 宗法第五百十八条の規定により十月十日迄に所定の手続きを了しない場合は転衣分限を失うの件	一九九
八月二十五日	告示第二十五号	宗法第五百十七条および第五百十八条の規定により転衣分限を喪失した者の件	一九九
十月一日	宗達甲第六号	本年十一月十日を以て臨時宗会を東京に招集し会期を二日と定めるの件	二〇〇
九月二十五日	宗達乙第九号	師家養成所を開設するの件	二〇〇
十月一日	宗達乙第十号	臨時宗会を東京に招集するという達示があつたので同日午前九時迄に宗務庁議員控室に集合し所定の手続を執らねたいの件	二〇〇
十月九日	宗達乙第十一号	東京都宗務所長須田豊光が辞職したので補欠選挙を執行するの件	二〇一
十月二十四日	宗達甲第七号	十二月三日より三日間本年度第二次教師試験検定を施行するの件	二〇一
十月十八日	告示第二十五号	宗法第五百十八条の規定により転衣の資格を喪失した者の件	二〇一
十月二十日	告示第二十六号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二〇一
十一月十二日	告諭	第六十八次臨時宗会の協賛を経て宗法を改正し発布するの件	二〇二
十一月十二日	告諭	第六十八次臨時宗会の協賛を経て昭和二十六年宗務庁歳入歳出予算を追加更生するの件	二〇二
十二月一日	諭達第二号	宗令中改正し発布するの件	二〇二
十一月十一日	宗達甲第八号	第六十八次臨時宗会の会期を一日延長するの件	二〇二

十一月二十日	告示第二十六号	黄恩衣の被着を特許された者の件	二〇二
十一月二十日	告示第二十七号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二〇二
十一月二十日	告示第二十八号	昭和二十六年度教師賦課金の納付期日を定めるの件	二〇二
十二月五日	宗達乙第十二号	山梨県宗務所長高木秀岳が死亡したので補欠選挙を執行するの件	二〇三
六月十三日	告示第二十九号	東京 高円寺住職村上道契を分限停止二年に処するの件	二〇三
十二月十一日	告示第三十号	岩手 東顕寺住職村井秀庁を譴責に処するの件	二〇三
十二月十七日	告示第三十一号	黄恩衣の被着を特許された者の件	二〇三
十二月十七日	告示第三十二号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二〇三

〔昭和二十七年曹洞宗報〕

三月一日	宗達甲第二号	高祖大師七百回大遠忌法要が永平寺で修行されるので各員は夫々上山し法筵に列し報恩の至誠を表されたいの件	二〇四
二月二十日	告示第三号	権大教師に補任された者の件	二〇四
二月二十日	告示第四号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二〇四
三月一日	告示第五号	黄恩衣の被着を特許された者の件	二〇四
三月十四日	告示第六号	権大教師に補任された者の件	二〇四
三月十八日	告示第七号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二〇四
三月十九日	告示第八号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二〇四

〔曹洞宗報〕の法規令達の総目録(一)(川口)

「曹洞宗報」の法規令達の総目録（二）（川口）

三月二十八日	告示第九号	緋恩衣の被着を特許された者の件 平和日本建設の礎として祖国に殉じたる戦争犠牲者を念うや懇ろに英 霊を弔い遺族を慰めるの件	二〇四
五月一日	告諭		二〇五
五月十三日	宗達甲第六号	本年七月五日を以て大本山永平寺副貫首の選挙を執行するの件	二〇五
五月十三日	宗達乙第三号	大本山永平寺副貫首選挙執行の件が発令されたので違規の行為なきよ う注意し円満に選挙を終了されるよう努められたの件	二〇五
五月七日	告諭	高祖承陽大師七百回忌法要が無事円成せられたので宗門功労者を表彰 してその労に酬いんの件	二〇五
五月七日	宗達甲第四号	高祖大師大遠忌に因める功労者表彰に関する告諭が発せられたので表 彰基準を定めるの件	二〇五
四月二十九日	告諭	高祖承陽大師七百回大遠忌の法要を営弁されつつあり茲に懲戒の減免 を行わんとするの件	二〇五
四月二十九日	宗達甲第五号	懲戒処分赦免減輕の件に関し告諭が発せられたので該当する者は必得 されたいの件	二〇五
四月五日	告諭	本年度宗費賦課を定め公布するの件	二〇五
四月二十五日	宗達乙第二号	全国宗務所長会議を招集するので各宗務所長は定刻迄に参集するの件	二〇五
四月二十五日	宗達甲第三号	六月十二日より二日間、本年度第一次教師試験検定を施行するの件	二〇五
四月五日	告示第十号	参議に就任された者の件	二〇五
三月十八日	告示第十一号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二〇五

三月十五日	告示第十二号	認可された専門僧堂の件	二〇五
四月二十一日	告示第十三号	曹洞宗師家に任命された者の件	二〇五
五月二十二日	告示	審事院規程の一部を改正する宗令を公布するの件	二〇六
五月二十日	宗達甲第七号	高祖大師七百回大遠忌の勸募について万難を排して勸募の完納に努力 されたいの件	二〇六
六月五日	告示第十三号	大本山永平寺副貫首選挙の候補者として修禅寺住職大教師丘球学を推 薦の届出があった件	二〇七
六月九日	告示第十四号	大本山永平寺副貫首選挙は届出候補者が丘球学一人であるため無投票 とするの件	二〇七
六月十日	告示第十五号	無投票の公示あり、依って選挙会を宗務庁に於て開会するの件	二〇七
六月十八日	告示第十六号	曹洞宗師家に任命された者の件	二〇七
七月五日	告示第十七号	大本山永平寺副貫首選挙につき選挙会の結果、修禅寺住職丘球学を当 選人と確定し手続を完了したの件	二〇七
三月十八日	告示第七号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二〇七
八月一日	告示	寺院規則認証申請につき代務者特命に関する宗令を定めて発布するの 件	二〇八
八月一日	告示	宗教法人法による宗教法人「大本山永平寺」を設立することになり公 告するの件	二〇八
八月十九日	告示	選挙規程の一部を改正する宗令を公布するの件	二〇九

「曹洞宗報」の法規令達の総目録（二）（川口）

八月二十日	宗達甲第八号	十月十六日より二日間本年度第二次教師試験検定を施行するの件	二〇九
八月二十八日	宗達甲第九号	大本山総持寺に師家養成所を開設するので入所志望者は出願されたいの件	二〇九
八月七日	告示第十八号	曹洞宗師家に任命された者の件	二〇九
八月二十九日	告示第十九号	認可された専門僧堂の件	二〇九
十月一日	告諭	昭和二十七年年度宗務庁歳入歳出予算は参事会の議決を経て追加更正するの件	二一〇
十月一日	告示第二十号	参事会の議決を得て追加賦課することになった昭和二十七年年度追加宗費の納付期日を定めるの件	二一〇
九月二日	宗達甲第十号	本年九月十八日参事会を宗務庁に招集し、その会期を一日と定めるの件	二一〇
九月二日	宗達第四号	参事会を宗務庁に招集する達示があったので、宗務庁控室に集合し所定の手続きを執りたいの件	二一〇
十月二日	宗達甲第十一号	全国宗務所長の選挙を執行し、その期日を本年十一月十一日と定めるの件	二一〇
十月一日	宗達乙第五号	宗務監査委員会を宗務庁に招集しその会期を三日間と定めるの件	二一〇
十月二日	宗達乙第六号	全国宗務所長の選挙報行の件発令されたので円満に選挙を終了されるよう努められたいの件	二一〇
九月三十日	告示第二十一号	認可された専門僧堂の件	二一〇

九月三十日	告示第二十二号	曹洞宗師家に任命された者の件	二一〇
九月一日	教諭	正法日本建設教化運動を展開するに当り宗門の僧侶及び檀信徒各位に告げるの件	二一一
十月十四日	告示第二十三号	曹洞宗師家に任命された者の件	二一一
十月一日	告示第二十四号	曹洞宗寺院住職任免規程第十一条の規定により該寺院住職を罷免された者の件	二一一
十月二十日	告示第二十五号	大教師に補任された者の件	二一一
十月二十日	告示第二十六号	黄恩衣の被着を特許された者の件	二一一
十月二十日	告示第二十七号	権大教師に補任された者の件	二一一
十月二日	告示第二十八号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二一一
十月二十八日	告示第二十九号	曹洞宗准師家に任命された者の件	二一一

〔昭和二十八年曹洞宗報〕

月 日	号	内 容 要 旨	所収 〔曹洞宗報〕
一月二十二日	宗達甲第十二号	本年三月三日を以て通常宗議会を東京に招集するの件	二一四
一月二十二日	宗達乙第九号	通常宗議会を東京に招集する達示があったので同日午前九時迄に宗務庁議員控室に集合し所定の手続を執らねたいの件	二一四
昭和二十七年 十二月十九日	宗達乙第七号 (号外再録)	昭和二十八年一月二十日を以て宗務所長の再選挙を行うの件	二一四

〔曹洞宗報〕の法規令達の総目録(一)(川口)

「曹洞宗報」の法規令達の総目録(一)(川口)

一月十日 <small>(昭和二十七年)</small>	宗達乙第八号	昭和二十八年二月十日を以て宗務所長の再選挙を行うの件	二二四
十二月九日 <small>(昭和二十七年)</small>	告示第三十号	曹洞宗師家に任命された者の件	二二四
十二月二十日 <small>(昭和二十七年)</small>	告示第三十一号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二二四
二月二日	宗達乙第十号	本年二月二十六日宗務監査委員会を宗務庁に招集し会期を五日間と定めるの件	二二四
二月二十日	宗達乙第十一号	全国宗務所長会を招集するので各宗務所長は当日定刻迄に参集された いの件	二二五
二月二十日	宗達乙第十二号	中央檀信徒集會を本年三月十四日宗務庁に招集し会期を二日間と定め るの件	二二五
一月三十日 <small>(昭和二十七年)</small>	告示第三十二号	曹洞宗准師家に任命された者の件	二二五
十一月十九日 <small>(昭和二十七年)</small>	告示第三十三号	曹洞宗准師家に任命された者の件	二二六
十二月二十日 <small>(昭和二十七年)</small>	告示第三十四号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二二六
二月二十日	告示第三十五号	曹洞宗師家に任命された者の件	二二六
三月四日	告示第三十六号	各寺院の級階を決定し告示するの件	二二六
二月二十八日	告示第三十七号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二二六
三月十日	告示第三十八号	黄恩衣の被着を特許された者の件	二二六
五月二十六日	告諭	第二回曹洞宗議会の議決を経て文部大臣の認証を受け曹洞宗規則 中一部を変更し公布するの件	二二七
四月一日	告諭	第二回曹洞宗議会の議決を経て規程中一部を変更し公布するの件	二二七

四月一日	宗達甲第一号	大本山総持寺は大祖堂再建を發願され本日管長猥下告諭を發し円成に努力されんことの件	二一七
五月一日	宗達甲第二号	六月二十五日より二日間、本年度第一次教師試験検定を施行するの件	二一七
五月一日	宗達甲第三号	第二回曹洞宗宗議会の議決により選挙規程改正審議会規則を定め公布するの件	二一七
五月十八日	宗達乙第一号	選挙規程改正審議会を本年六月一日宗務庁に招集し会期を一日と定めるの件	二一七
五月十八日	宗達乙第二号	両大本山護持委員会を本年六月十日宗務庁に招集し会期を一日と定めるの件	二一七
三月十七日	告示第三十九号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二一七
四月十五日	告示第一号	黄恩衣の被着を特許された者の件	二一七
五月十九日	告示第二号	黄恩衣の被着を特許された者の件	二一七
五月十九日	告示第三号	権大教師に補任された者の件	二一七
六月一日	告諭	曹洞宗選挙規定に関する臨時措置として宗令を公布するの件	二一八
六月五日	宗達甲第三号	大本山永平寺に師家養成所を開設するので入所志望者は開設要綱により出願されたいの件	二一八
五月二十日	告示第四号	曹洞宗師家に任命された者の件	二一八
五月二十日	告示第五号	曹洞宗准師家に任命された者の件	二一八
六月四日	告示第六号	認可された専門僧堂の件	二一八

「曹洞宗報」の法規令達の総目録（二）（川口）

六月四日	告示第七号	曹洞宗准師家に任命された者の件	二二八
五月二十二日	告示第四号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二一九
六月二十五日	告示第五号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二一九
六月一日	告示第六号	寺籍に編入されたものの寺籍番号の件	二一九
七月二十日	教諭	正法国家建設の運動を達成されん事を懇望するの教諭	二二〇
八月一日	宗達甲第四号	駒沢大学に布教師養成所を開設するので入所志望者は開設要綱により出願されたいの件	二二〇
七月七日	告示第七号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二二〇
七月二十四日	告示第八号	管長高階瓏仙殿布哇及び北米を巡教され、本日より宗務総長を以て管長並に代表役員の代務者とするの件	二二〇
九月一日	宗達甲第五号	十二月三日より二日間、本年度第一次教師試験検定を施行するの件	二二一
六月四日	告示第九号	曹洞宗准師家に任命された者の件	二二一
七月七日	告示第十号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二二一
八月三十一日	告示第十一号	曹洞宗准師家に任命された者の件	二二一
九月八日	告示第十二号	管長並に代表役員高階瓏仙殿帰国されたので代表者はその職を退いたの件	二二一
十月五日	宗達甲第六号	昭和二十八年十一月十一日を以て宗議会議員の選挙を施行するの件	二二二
十月五日	宗達乙第三号	宗議会議員選挙の件が発令されたので各宗務所長は当該選挙区域内の選挙長となり円満に該選挙を終了されたいの件	二二二

十月五日	告示第十三号	二宗務所以上に亘る選挙区の選挙長を任命するの件	二二二二
九月四日	告示第十四号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二二二二
十月二十三日	宗達甲第七号	一月二十一日より一月二十五日迄五日間布教師講習会を開催するの件	二二二三
十月十日	宗達乙第五号	神奈川県第二曹洞宗宗務所長松阪秀一は解任に就き神奈川県第二曹洞宗宗務所長の選挙を執行するの件	二二三三
十月十日	宗達乙第六号	大阪府曹洞宗宗務所長石黒良高は解任に就き大阪府曹洞宗宗務所長の選挙を執行するの件	二二三三
十月二十七日	宗達乙第七号	茨城県曹洞宗宗務所長北条禅英は解任に就き茨城県曹洞宗宗務所長の選挙を執行するの件	二二三三
九月四日	告示第十五号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二二三三
十月七日	告示第十六号	宗教法人法施行後新たに寺院を設立したものの内寺籍に編入されたものの件	二二三三
十月十五日	告示第十七号	大本山永平寺副貫首丘球学殿昭和二十八年十月十四日午前六時修禅寺に於て遷化されたの件	二二三三
九月一日	告示第十八号	認可された専門僧堂の件	二二二四
九月三十日	告示第十九号	認可された専門僧堂の件	二二二四
十一月十四日	宗達乙第八号	昭和二十八年十一月十一日執行の宗議会議員選挙において議員候補者清水愛邦が死亡したので当該選挙区の再選挙を施行するの件	二二二四
十一月十四日	告示第二十号	第十選挙区の再選挙の件が発令されたので宗務所長は選挙長となり円	二二二四

「曹洞宗報」の法規令達の総目録(一)(川口)

「曹洞宗報」の法規令達の総目録（二）（川口）

十一月十四日	告示乙第一号	満に該選挙を終了されたいの件 第十選挙区における再選挙に關しては定数に達せざる一人のみ行うものとするの件	二二四
十月二十三日	告示第二十一号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二二五
十一月九日	告示第二十二号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二二五
十二月二十四日	告示第二十三号	宗議會議員総選挙の結果選挙区における投票総数及び当選人の氏名並に各候補者の得票明細表の件	二二六
十二月十六日	告示第二十四号	第十区選挙区の再選挙の結果の当選人の件	二二六

「昭和二十九年曹洞宗報」

一月二日	宗達甲第八号	本年二月十一日を以て臨時宗議会を東京に招集するの件	所収 曹洞宗報 二二六
一月二日	宗達乙第九号	臨時宗議会を東京に招集する達示があつたので同日午前九時迄に宗務庁議員控室に集合するの件	二二六
一月十二日	宗達甲第九号	本年三月二日を以て大本山永平寺副貫首の選挙を執行するの件	二二七
一月十一日	宗達乙第十号	副貫首選挙執行の件が発令されたので違規の行為なきよう注意し円満に選挙を終了される件	二二七
一月二十八日	宗達甲第十号	本年三月十日を以て通常宗議会を東京に招集するの件	二二七
一月二十八日	宗達乙第十一号	三月十日を以て通常宗議会を東京に招集する達示があつたので同日午	二二七

二月二十四日 <small>(昭和二十八年)</small>	告示第二十五号	前九時迄に宗務庁議員控室に集合されたいの件	二二七
十二月二十五日 <small>(昭和二十八年)</small>	告示第二十六号	緋恩衣の被着を特許された者の件 認可された専門僧堂の件	二二七
一月二十九日	告示第二十七号	大本山永平寺副貫首選挙に対し候補者中央寺住職福井天章の届出の件	二二七
二月五日	告示第二十八号	大本山永平寺副貫首選挙は届出候補者が一人であるため無投票とするの件	二二七
二月五日	告示第二十九号	無投票の公示があり選挙会を宗務庁に於て開会するの件	二二七
一月二十五日	告示第三十号	宗議会議員総選挙の結果第二十五選挙区に於ける投票総数及び当選人の氏名並に各候補者の得票明細表の件	二二七
二月五日	告示第三十一号	宗議会議員総選挙の得票明細表中更正されたものの件	二二七
二月二十二日	宗達乙第十二号	本年三月五日宗務監査委員会を宗務庁に招集するの件	二二八
二月二十二日	宗達乙第十三号	東京都曹洞宗宗務所長川岸顕聖が辞職したので補欠選挙を執行するの件	二二八
三月五日	宗達乙第十四号	全国宗務所長会を招集するの件	二二八
二月四日	告示第三十二号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二二八
二月四日	告示第三十三号	権大教師に補任された者の件	二二八
二月四日	告示第三十四号	黄恩衣の被着を特許された者の件	二二八
二月四日	告示第三十五号	大教師に補任された者の件	二二八
二月十三日	告示第三十六号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二二八

「曹洞宗報」の法規令達の総目録(一)(川口)

「曹洞宗報」の法規令達の総目録(二)(川口)

二月二十二日	告示第三十七号	参議に就任した者の件	二二八
三月三日	告示第三十八号	大本山永平寺副貫首選挙の結果は無投票により中央寺住職大教師福井天章が当選人と確定したの件	二二八
四月一日	告諭	第四回曹洞宗通常宗議会の議決を経て規定中一部を変更し公布するの件	二二九
四月一日	告諭	曹洞宗学研究所規定、曹洞宗育英会規定、曹洞宗務庁職員登録規定を制定し公布するの件	二二九
四月六日	宗達甲第一号	大本山永平寺に師家養成所を開設するの件	二二九
四月六日	宗達甲第二号	級階査定を実施するにより寺有財産調査表を教区事務所に提出の件	二二九
四月十日	宗達甲第三号	五月二十五日より二日間、主事及び書記の登録試験を施行するの件	二二九
三月二十四日	宗達乙第十五号	檀信徒中央集会を五月八日に大本山永平寺に招集するの件	二二九
四月七日	宗達乙第一号	石川県曹洞宗宗務所長福島泰忍の辞職により補欠選挙を執行するの件	二二九
二月一日	告示第三十九号	寺院を設立し寺籍に編入されたものの件	二二九
三月三十日	告示第四十一号	大教師に補任された者の件	二二九
三月三十日	告示第四十二号	権大教師に補任された者の件	二二九
三月三十日	告示第四十三号	黄恩衣の被着を特許された者の件	二二九
四月一日	告諭	昭和二十九年曹洞宗宗務庁歳入歳出予算を定め公布するの件	二三〇
五月一日	宗達甲第四号	宗務庁職員登録試験期日は七月一日より二日間と変更するの件	二三〇
三月十五日	告示第四十四号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二三〇

五月二十一日	宗達乙第二号	第三十二区選出宗議會議員奥野説宗が死亡したので当該選挙区の補欠選挙を施行するの件	二三〇
六月十日	宗達乙第三号	京都府曹洞宗宗務所長諸岡朴道解任に就き京都府曹洞宗宗務長所選挙を執行するの件	二三〇
五月二十一日	告示乙第一号	第三十二選挙区の補欠選挙の件が発令されたので宗務所長は選挙長となり円満に終了されたいの件	二三一
六月二十六日	宗達甲第五号	昭和二十九年七月七日参事会を宗務庁に招集し会期を一日と定めるの件	二三二
七月二十一日	宗達甲第六号	八月二十七日より二日間、主事及び書記の登録試験を施行するの件	二三二
六月二十六日	宗達乙第四号	参事会を宗務庁に招集する達示があつたので七月七日午前十時迄に宗務庁に集合し所定の手続を執られたいの件	二三二
七月九日	宗達乙第五号	両大本山護持委員会を本年七月二十六日宗務庁に招集するの件	二三二
七月九日	秘発第八号	両大本山護持委員会を宗務庁に招集する達示があつたので同日午前十時迄に宗務庁に参集されたいの件	二三二
六月三十日	告示第一号	第三十二選挙区は補欠選挙の結果、投票総数及び当選人の氏名並に各候補者の得票明細表の件	二三二
七月二十三日	宗達乙第六号	宗達乙第五号を以て達示した両大本山護持委員会は無期延期するの件	二三三
八月一日	告示第二号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二三三
八月一日	告示第三号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二三三

「曹洞宗報」の法規令達の総目録(一)(川口)

「曹洞宗報」の法規令達の総目録(二)(川口)

七月八日	告諭	昭和二十九年年度曹洞宗宗務庁歳入歳出予算は参事会の議決を経て追加更正の件	二三四
八月七日	宗達乙第七号	両大本山護持委員会を八月三十一日宗務庁に招集するの件	二三四
九月十一日	宗達乙第八号	富山県曹洞宗宗務所長塚原真禪が辞職したため補欠選挙を執行するの件	二三四
九月十四日	宗達乙第九号	来る十月十八日宗務監査委員会を宗務庁に招集するの件	二三四
七月三日	告示第四号	曹洞宗宗務庁職員登録規程第十三条の規定により主事又は書記の名簿に登録された者の件	二三四
九月十七日	告示第五号	曹洞宗宗務庁職員登録規定第十三条の規定により主事又は書記の名簿に登録された者の件	二三五
九月三十日	告示第六号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二三六
十月十二日	告示第七号	黄恩衣の被着を特許された者の件	二三六
十月十八日	告示第八号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二三六
十二月一日	告諭	宗憲第二十三条の規定により単立寺院の帰属に関する宗令を定めて公布するの件	二三七
十一月二十二日	宗達乙第十号	愛知県第一曹洞宗宗務所長佐藤哲心が辞職したので補欠選挙を執行するの件	二三七
十月十二日	告示第九号	権大教師に昇補された者の件	二三七
十一月二十日	告示第十号	曹洞宗規則第五十八条及び曹洞宗寺院規程第八条の規定に依り寺院を	二三七

十二月十三日	宗達乙第十一号	設立し寺籍に編入されたものの件 滋賀県曹洞宗宗務所長浅井說道が辞職したので補欠選挙を執行するの件	二三八
十二月一日	告示第十一号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二三八
十二月一日	告示第十二号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二三八
十二月一日	告示第十三号	曹洞宗教育規程第四条及び第二十六条の規定に依り認可された専門僧堂の件	二三八

〔昭和三十年曹洞宗報〕

月日	号	内 容 要 旨	所収 〔曹洞宗報〕
一月十五日	宗達甲第七号	駒沢大学に布教師養成所を開設し入所志望者は開設要綱により出願されたいの件	二三九
一月二十日	教化発第十四号	布教師養成所開設において入所志望者の推薦を特段の御高配下さるよう依頼する件	二三九
一月二十六日	宗達甲第八号	昭和三十年三月七日を以て通常宗議会を東京に招集する件	二三九
一月二十六日	宗達乙第十二号	通常宗議会を東京に招集する達示があったので同日午前九時迄に宗務庁議員控室に集合し所定の手続きを執られたい件	二三九
一月二十六日 <small>(昭和二十九年)</small>	宗達乙第十三号	三月三日宗務監査委員会を宗務庁に招集する件	二三九
十二月一日	告示第十四号	曹洞宗教育規程第四条に依り閉鎖した僧堂の件	二三九

〔曹洞宗報〕の法規令達の総目録(一)(川口)

「曹洞宗報」の法規令達の総目録（二）（川口）

昭和二十九年 十二月八日	告示第十五号	曹洞宗教育規程第四条及び第二十六条の規定に依り認可された専門僧堂の件	二三九
昭和二十九年 十二月八日	告示第十六号	曹洞宗准師家に任命された者の件	二三九
一月十七日	告示第十七号	曹洞宗准師家に任命された者の件	二三九
二月十九日	宗達乙第十四号	昭和三十年三月十五日より二日間全国宗務所長会議を東京に招集する件	二四〇
二月一日 (昭和二十九年) 十二月十三日 (昭和二十九年) 十二月十五日	告示第十八号	各宗務所に公示した通り各寺院の級階を決定し告示する件	二四〇
二月一日	告示第十九号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二四〇
二月一日	告示第二十号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二四〇
二月一日	告示第二十一号	曹洞宗寺院規程第六条の規定に依り寺格昇等を認可されたものの件	二四〇
二月十日	告示第二十二号	曹洞宗寺院規程第六条の規定に依り寺格降等を認可されたものの件	二四〇
三月十四日	告示第二十三号	曹洞宗寺院規程第七条の規定に依り特任地を認可されたものの件	二四〇
四月一日	告諭	昭和二十九年年度曹洞宗宗務庁歳入歳出予算を第五回曹洞宗通常宗議会の議決を経て追加更正する件	二四一
四月一日	告諭	第五回曹洞宗通常宗議会の議決を経て宗憲中一部を変更し公布し施行する件	二四一
四月一日	告諭	曹洞宗規則中の一部を変更し、公布し施行する件	二四一
四月一日	告諭	昭和三十年年度曹洞宗宗務庁歳入歳出予算を定め公布する件	二四一

四月一日	宗達甲第一号	大本山永平寺に師家養成所を開設するので入所志願者は開設要綱により出願されたいの件	二四一
四月一日	教育発第一号	師家養成所開設により入所志願者は至急出願するようの件	二四一
四月九日	宗達乙第一号	本年五月二十六、二十七日に大本山総持寺に檀信徒中央集会を招集し会期を二日間と定めるの件	二四二
四月一日	告示第一号	昭和三十年三月八日付に認可された専門僧堂の件	二四二
五月十二日	宗達乙第二号	第三十二選出宗議会議員本多喜禅が辞任したので補欠選挙を施行するの件	二四三
四月二十三日	告示第二号	曹洞宗師家規程第五条に依り准師家に任命された者の件	二四三
五月十八日	告示第三号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二四三
五月十二日	告示乙第一号	第三十三選挙区補欠選挙の件が発令されたので宗務所長は選挙長となり宗制規定の諸条項を遵守し円満に選挙を終了されたいの件	二四三
六月八日	宗達甲第二号	昭和三十年六月二十四日参事会を宗務庁に招集し会期を一日と定めるの件	二四四
六月八日	宗達乙第三号	昭和三十年六月二十四日参事会を宗務庁に招集する達示があつたので同日午前十時迄に宗務庁に集合し所定の手続きを執らわれない件	二四四
五月二十七日	告示第四号	大教師に補任された者の件	二四四
五月三十一日	告示第五号	宗費怠納につき懲戒に処せられた者の件	二四四
六月二日	告示第六号	大教師に補任された者の件	二四四

「曹洞宗報」の法規令達の総目録(二)(川口)

六月二日	告示第七号	権大教師に補任された者の件	二四四
六月十四日	告示第八号	師家に任命された者の件	二四四
六月十四日	告示第九号	第三十二選挙区の補欠選挙の結果、当選人の氏名の件	二四四
六月二十三日	告示第十号	准師家に任命された者の件	二四四
六月二十七日	告示第十号	昭和三十年度特派布教師の巡回地の件	二四五
七月六日	告示第十一号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二四五
七月九日	告示第十二号	准師家に任命された者の件	二四五
八月一日	告示第十三号	第五回通常宗議会の議を経て曹洞宗寺院共済組合を設立し規約を制定するの件	二四五
八月二十五日	宗達甲第三号	十月二十三日より二日間、主事及び書記の登録試験を施行するので登録試験を受けた者は出願されたいの件	二四六
八月二十五日	職登第一号	宗務庁職員登録試験に関する件	二四六
四月三十日	告示第十四号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二四六
七月十九日	告示第十五号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二四六
八月三日	告示第十六号	准師家に任命された者の件	二四六
八月十八日	告示第十七号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二四六
八月二十日	告示第十八号	宗費怠納につき懲戒に処せられた者の件	二四六
九月六日	宗達乙第四号	岩手県曹洞宗宗務所長吉田行戒解任につき岩手県曹洞宗宗務所長の選挙を十月十五日に執行と定めるの件	二四七

九月十五日	宗達甲第四号	駒沢大学に布教師養成所を開設するので入所志望者は開設要綱により出願されたいの件	二四七
九月十五日	教化発第二十三号	布教師養成所開設の件	二四七
九月一日	告示第十九号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二四七
九月七日	告示第二十号	准師家に任命された者の件	二四七
九月十日	告示第二十一号	佐賀県長得寺住職長井義雄の分限停止一年六ヶ月の懲戒処分をその後の情状により譴責に特減するの件	二四七
九月二十六日	教化発第二十七号	第三回曹洞宗保育講習会の件	二四七
九月二十六日	教化発第二十八号	曹洞宗第三回保育連合大会並第四回保育講習会開催の件	二四七
十月六日	宗達乙第五号	本年十月二十七日宗務監査委員会を宗務庁に招集し会期を五日間と定めるの件	二四八
十月二十一日	告示第二十二号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二四八
十月二十一日	告示第二十三号	曹洞宗寺院規程第六条の規定に依り寺格昇等を認可されたものの件	二四八
十月二十六日	宗達乙第六号	兵庫県第一曹洞宗宗務所長横山顕峰死亡のため補欠選挙を執行の件	二四九
九月二十一日	告示第二十四号	准師家に任命された者の件	二四九
十一月八日	告示第二十五号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二四九
十一月十日	告示第二十六号	愛知県久岑寺住職阿部雄孝、山形県樹泉寺住職青野瑳快の分限停止一年の懲戒処分はその後の情状により譴責に特減するの件	二四九
十一月十六日	告示第二十七号	曹洞宗規則第五十八条及び曹洞宗寺院規程第八条の規定に依り寺院を	二四九

「曹洞宗報」の法規令達の総目録(二)(川口)

十一月二十四日	告示第二十八号	設立し寺籍に編入されたものの件 曹洞宗師家規程第四条及び第五条の規程に依り准師家に任命された者の件	二五〇
十二月十五日	告示第二十九号	宗費怠納により分限停止一年六カ月の懲戒に処せられたがその後の情状により譴責に特減された者の件	二五〇
十二月十五日	告示第三十号	宗費怠納により分限停止一カ年の懲戒に処せられたがその後の情状により譴責に特減された者の件	二五〇
十二月十五日	告示第三十一号	宗費怠納につき懲戒された者の件	二五〇

「昭和三十一年曹洞宗報」

月 日	号	内 容 要 旨	所収 曹洞宗報
一月二十三日	宗達甲第五号	本年三月三日を以て通常議會を東京に招集するの件	二五一
一月二十三日	宗達乙第七号	通常宗議會を東京に招集するという達示があつたので同日午前九時迄に宗務庁議員控室に集合し所定の手続きを執られたの件	二五一
一月二十七日	宗達甲第六号	曹洞宗宗務庁職員登録規程により主事及び書記の登録試験を施行するの件	二五一
一月二十七日 (昭和三十年) 十二月十七日	職登第二号 告示第三十二号	宗務庁職員登録試験に関する件 緋恩衣の被着を特許された者の件	二五一 二五一
二月十四日	宗達甲第七号	昭和三十一年二月二十五日參事會を宗務庁に招集するの件	二五二

二月一日	宗達乙第八号	両大本山護持委員会を本年三月一日宗務庁に招集するの件	二五二
二月九日	宗達乙第九号	宗務監査委員会を宗務庁に招集しその会期を五日間と定めるの件	二五二
二月九日	宗達乙第十号	昭和三十一年三月十二日、全国宗務所長会議を宗務庁に招集し、その会期を二日間と定めるの件	二五二
二月十四日	宗達乙第十一号	参事会を宗務庁に招集するとの達示があつたので宗務庁に集合し所定の手続を報られたいの件	二五二
二月八日	告示第三十三号	大教師に補任された者の件	二五二
二月八日	告示第三十四号	権大教師に補任された者の件	二五二
二月八日	告示第三十五号	黄恩衣の被着を特許された者の件	二五二
二月八日	告示第三十六号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二五二
三月十四日	宗達甲第八号	駒沢大学に布教師養成所を開設するの件	二五三
二月二十七日	告示第三十七号	黄恩衣の被着を特許された者の件	二五三
二月二十五日	告示第三十八号	権大教師に補任された者の件	二五三
二月二十五日	告示第三十九号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二五三
三月十三日	告示第四十号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二五三
三月十日	告諭	昭和三十年度曹洞宗宗務庁歳入歳出予算を第六回曹洞宗通常宗議会の議決を経て追加更正するの件	二五四
四月一日	告諭	曹洞宗規則第七十八条第二項の規定に依り規程中一部を変更し公布し施行する件	二五四

「曹洞宗報」の法規令達の総目録(二)(川口)

四月一日	告諭	曹洞宗規則第七十条の規定に依り昭和三十一年度曹洞宗宗務庁歳入歳出予算を定め公布するの件	二五四
四月十日	宗達甲第二号	本年四月三十日を以て檀信徒中央集会を大本山永平寺に招集し会期を二日間と定めるの件	二五四
四月十日	宗達乙第一号	昭和三十一年四月三十日を以て檀信徒中央集会を大本山永平寺に招集する達示があつたので当日午後一時迄に永平寺へ到着するよう代表者に通告されたいの件	二五四
四月十六日	告示第一号	曹洞宗規則第五十八条及び曹洞宗寺院規程第八条の規定により寺院を設立し寺籍に編入された者の件	二五四
四月二十三日	告示第二号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二五五
五月七日	告示第三号	黄恩衣の被着を特許された者の件	二五五
五月二十一日	告示第四号	曹洞宗寺院規程第六条の規定に依り寺格昇等を認可されたものの件	二五五
六月六日	宗達甲第三号	曹洞宗宗務庁職員登録規程第四条の規定により六月二十五日より二日間書記の登録試験を施行するの件	二五五
六月六日	職登第一号	宗務庁職員登録試験に関する件	二五五
六月六日	告示第五号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二五六
六月二十三日	告示第六号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二五六
六月六日	告示第七号	権大教師に補任された者の件	二五六
七月六日	告示第八号	曹洞宗師家規程第三条及び第五条の規定に依り師家に任命された者の件	二五七

七月七日	告示第九号	曹洞宗師家規程第四条及び第五条の規定に依り准師家に任命された者の件	二五七
七月二十七日	告示第十号	曹洞宗規程第二十条第二項の規定により宗務総長佐々木泰翁に庶務、財務、教育、教化各部長の兼務を命ずるの件	二五八
十月三日	宗達甲第四号	曹洞宗選挙規程に依り全国宗務所長の選挙を執行するの件	二五九
十月三日	宗達乙第二号	全国宗務所長選挙執行の件が発令されたので違規なきよう注意し円満に選挙を終了される件	二五九
十月三日	宗達乙第三号	曹洞宗規程第四十七条の規定により本年十月二十二日宗務監査委員会を宗務庁に招集するの件	二五九
十月三日	庶発第四十号	宗務監査委員会招集の件	二五九
十月六日	宗達乙第四号	第十六区選出宗会議員石黒良高死亡、第八区宗会議員山田覚明失格、第二十一区宗会議員新宮良範辞任により当該選挙区の補欠選挙を施行するの件	二五九
十月六日	告示乙第一号	第八、十六、二十一各選挙区の補欠選挙の件が発令されたので宗務所長は選挙長となり宗制規定の諸条項を遵守し円満に終了されたいの件	二五九
十月六日	告示乙第二号	宗議会議員補欠選挙施行に伴い二宗務所以上に亘る選挙区の選挙長を指令する件	二五九
九月二十四日	告示第十一号	権大教師に補任された者の件	二五九

「曹洞宗報」の法規令達の総目録(一)(川口)

「曹洞宗報」の法規令達の総目録(二)(川口)

九月二十七日	告示第十二号	曹洞宗師家規程第三条及び第五条の規定に依り師家に任命された者の件	二五九
九月二十八日	告示第十三号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二五九
九月二十五日	告示第十四号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二五九
十月二十五日	告示第十五号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二六〇
十一月五日	宗達乙第五号	十一月十二日執行の長崎県第一曹洞宗宗務所長選挙の期間中に立候補者がなかったので再選挙を施行するの件	二六一
十一月五日	宗達乙第六号	十一月十二日執行の徳島県曹洞宗宗務所長選挙に際し立候補者がなかったので再選挙を施行するの件	二六一
十一月十六日	宗達乙第七号	十一月十二日執行の長崎県第二曹洞宗宗務所長選挙に際し立候補者がなかったので再選挙を施行するの件	二六一
十一月二十六日	告示第十七号	第八、十六の各選挙区の補欠選挙の結果議員の定数を超えなかったので当選人の氏名の件	二六一
十一月二十六日	告示第十八号	曹洞宗規則第五十八条及び曹洞宗寺院規程第八条の規定に依り寺院を設立し寺籍に編入されたものの件	二六一
十一月二十六日	告示第十九号	曹洞宗寺院規程第六条の規定に依り寺格昇等を認可されたものの件	二六一
十一月九日	告示第二十号	権大教師に補任された者の件	二六一
十一月十五日	告示第二十一号	曹洞宗師家規程第四条及び第五条の規定に依り准師家に任命された者の件	二六一

十一月二十七日	告示第二十二号	曹洞宗師家規程第三条及び第五条の規定に依り師家に任命された者の件	二六一
十二月五日	宗達甲第四号	曹洞宗宗務庁職員登録規程第四条の規定により主事、書記の登録試験を施行する件	二六一
十二月五日	職登第二号	宗務庁職員登録試験に関する件	二六一
十二月五日	教化発第三十二号	第一回関東地区伝道車による巡回布教の件	二六一
十二月六日	教化発第三十三号	布教師講習会開催並びにその受講者推薦依頼の件	二六一
十二月五日	梅花発第十六号	梅花流本部講習会開催の件	二六一
十二月一日	告示第二十三号	第二十一区選挙区の補欠選挙の結果当選人の氏名並に各候補者の得票 明細表の件	二六一
十二月一日	告示第二十四号	宗達甲第四号を以て発令された宗務所長総選挙の結果を告示するの件	二六一

〔昭和三十三年曹洞宗報〕

月 日	号	内 容 要 旨	所収 〔曹洞宗報〕
一月二十三日	宗達甲第五号	本年三月四日を以て通常宗議会を東京に招集するの件	二六二
一月二十三日	宗達乙第七号	通常宗議会を東京に招集する達示があったので同日午前九時迄に宗務 庁議員控室に集合し手続を執らねたいの件	二六二
(昭和三十一年) 十二月十二日	告示第二十六号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二六二
一月十一日	告示第二十七号	曹洞宗規則第六条第二項第一号の規定により参議に就任した者の件	二六二

〔曹洞宗報〕の法規令達の総目録(一)(川口)

「曹洞宗報」の法規令達の総目録（二）（川口）

一月十一日	告示第二十八号	曹洞宗師家規程第四条及び第五条の規定に依り准師家に任命された者の件	二六二
一月十四日	教化発第二十五号	青少年教化員講習会開講するに当り受講者推薦依頼の件	二六二
二月一日	宗達甲第六号	二月十一日参事会を宗務庁に招集し会期を一日と定める件	二六三
二月一日	宗達乙第八号	参事会を宗務庁に招集する達示があつたので同日午前十時迄に宗務庁に集し手続を執らねたいの件	二六三
二月十一日	宗達乙第九号	二月二十七日宗務監査委員会を宗務庁に招集し会期を五日間と定める件	二六三
二月十一日	宗達乙第十号	三月十二日全国宗務所長会議を宗務庁に招集するの件	二六三
一月三十日	告示第二十九号	黄恩衣の被着を特許された者の件	二六三
一月三十日	告示第三十号	権大教師に補任された者の件	二六三
一月二十九日	告示第三十一号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二六三
一月三十日	告示第三十二号	准師家に任命された者の件	二六三
二月十九日	告示第三十三号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二六三
二月十二日	告示第三十四号	師家に任命された者の件	二六三
二月二十七日	告示第三十五号	権大教師に補任された者の件	二六三
三月六日	告示第三十六号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二六三
二月二十八日	告示第三十七号	師家に任命された者の件	二六三
二月二十日	梅花発第二十号	梅花流全国大会を開催するの件	二六三

二月十一日	告諭	昭和三十一年度曹洞宗宗務庁歳入歳出予算を参事会の議決を経て追加更正する件	二六四
四月一日	告諭	第七回曹洞宗通常宗議会の議決を経て昭和三十二年曹洞宗宗務庁歳入歳出予算を定め公布する件	二六四
四月一日	告諭	第七回曹洞宗宗議会の議決を経て規定中一部を改正し公布し施行する件	二六四
四月一日	宗達甲第一号	大本山総持寺に師家養成所を開設する件	二六四
四月一日	教育発第一号	師家養成所開設についての件	二六四
三月三十日	告示第三十八号	准師家に任命された者の件	二六四
四月三日	告示第一号	大教師に補任された者の件	二六四
四月三日	告示第二号	権大教師に補任された者の件	二六四
三月三十日	告示第三十九号	准師家に任命された者の件	二六五
四月六日	告示第三号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二六五
四月二十日	告示第四号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二六五
五月五日	告示第五号	権大教師に補任された者の件	二六六
五月二十四日	告示第六号	開元院専門僧堂の准師家に任命された者の件	二六六
五月二十七日	告示第七号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二六六
五月二十八日	告示第八号	曹洞宗規則第五十八条及び曹洞宗寺院規程第八条の規定に依り寺院を設立し寺籍に編入されたものの件	二六六

「曹洞宗報」の法規令達の総目録（二）（川口）

五月三十日	告示第九号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二六六
五月三十日	告示第十号	大栄寺専門僧堂の師家に任命された者の件	二六六
五月三十一日	教化発第十四号	布教講習会開催について受講者推薦依頼の件	二六六
六月一日	教化発第十五号	曹洞宗青年会指導員講習会開催についての件	二六六
六月一日	宗達乙第一号	本年度中国地区並びに九州地区の現職教育に曹洞宗青年会指導員講習会を併せ行うの件	二六七
六月一日	教育発第十五号	現職教育（現職研修会）の実施についての件	二六七
六月四日	宗達乙第二号	本年度北海道地区の現職教育に曹洞宗青年会指導員講習会を併せ行うの件	二六七
六月四日	教育発第十八号	現職教育（現職研修会）の実施についての件	二六七
六月二十日	宗達乙第三号	本年度東北地区の現職教育に曹洞宗青年会指導員講習会を併せ行うの件	二六七
六月二十日	教育発第二十号	現職教育の実施についての件	二六七
六月十八日	告示第十一号	准師家に任命された者の件	二六七
六月二十一日	告示第十二号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二六七
六月二十六日	告示第十三号	黄恩衣の被着を特許された者の件	二六七
六月二十九日	告示第十四号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二六七
五月五日	告示第十五号	権大教師に補任された者の件	二六八
七月十二日	告示第十六号	久国寺専門僧堂の准師家に任命された者の件	二六八

七月二十四日	告示第十七号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二六八
八月二十二日	宗達甲第二号	駒沢大学に布教師養成所を開設する件	二六九
八月二十二日	教化発第三十八号	布教師養成所開設についての件	二六九
九月四日	宗達甲第三号	曹洞宗宗立専門僧堂を設置しその規定を定めるの件	二六九
九月四日	教育発第四十二号	宗立専門僧堂掛搭僧募集の件	二六九
八月十日	宗達乙第四号	本年度北陸地区現職教育に併せ曹洞宗青年会指導員講習を行うの件	二六九
八月十日	教育発第二十八号	現職教育（現職研修会）の実施についての件	二六九
八月二十八日	宗達乙第五号	本年度関東地区現職教育に併せ曹洞宗青年会指導員講習を行うの件	二六九
八月二十八日	教育発第四十号	現職教育（現職研修会）の実施についての件	二六九
八月二十八日	教化発第三十九号	曹洞宗青年会指導員講習会開催についての件	二六九
八月十日	教化発第三十七号	曹洞宗青年会指導員講習会開催についての件	二六九
八月二十八日	告示甲第十八号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二六九
八月二十八日	告示甲第十九号	曹洞宗規則第五十八条及び曹洞宗寺院規程第八条の規定に依り寺院を設立し寺籍に編入されたものの件	二六九
九月十日	宗達甲第四号	曹洞宗宗務庁職員登録規程第四条の規程により書記の登録試験を施行する件	二六九
九月十日	職登第一号	宗務庁職員登録試験に関する件	二六九
十月五日	宗達甲第六号	宗議会議員の選挙を執行し期日を本年十一月一日と定めるの件	二七〇
十月五日	宗達乙第八号	宗議会議員選挙執行の件が発令されたので円満に該選挙を終了される	二七〇

「曹洞宗報」の法規令達の総目録（一）（川口）

「曹洞宗報」の法規令達の総目録（二）（川口）

十月五日	告示第二十号	よう務められたい件 宗議会議員総選挙施行に伴い二宗務所以上に亘る選挙区域の選挙長を指名する件	二七〇
八月二十七日	告示第二十号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二七〇
九月四日	告示第二十一号	宗立専門僧堂の師家に任命された者の件	二七〇
九月四日	告示第二十二号	宗立専門僧堂堂長兼師家に任命された者の件	二七〇
九月九日	告示第二十三号	愛知専門尼僧堂の准師家に任命された者の件	二七〇
十月十五日	告示第二十四号	大本山総持寺貫首渡辺玄宗退任の件	二七〇
十月十五日	告示第二十五号	大本山総持寺副貫首孤峰智璨、大本山総持寺貫首に就任の件	二七〇
九月十八日	教化発第四十五号	青少年教化員講習会開催の件	二七〇
十月四日	告示第二十六号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二七一
十月十七日	告示第二十七号	黄恩衣の被着を特許された者の件	二七一
十月十七日	告示第二十八号	権大教師に補任された者の件	二七一
十月十七日	告示第二十九号	大教師に補任された者の件	二七一
十月二十八日	告示第三十号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二七一
十一月五日	告示第三十一号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二七一
十月二十四日	告示第三十四号	日泰寺専門僧堂の師家に任命された者の件	二七三
十一月二十八日	告示第三十五号	緋恩衣の被着を特許された者の件	二七三
十二月六日	告示第三十六号	専門僧堂の認可を取消された僧堂は掛搭僧の募集を禁止する件	二七三

十二月七日	告示第三十七号	曹洞宗規則第五十八条及び曹洞宗寺院規程第八条の規定により寺院を設立し寺籍に編入されたものの件	二七三
十二月	教育発第五十九号	宗立専門僧堂掛搭僧募集についての件	二七三
十一月十四日	宗達乙第八号	昭和三十二年十月十四日に熊本県第二宗務所長有馬美登が辞任したので補欠選挙を執行するの件	二七三
十二月十日	宗達乙第九号	本年度東海地区現職教育に併せ曹洞宗青年会指導員講習を行うの件	二七三
十二月十二日	宗達乙第十号	秋田県宗務所長堀口渾明が辞任したので補欠選挙を執行するの件	二七三
十一月十四日	告示乙第一号	宗達乙第八号を以て熊本県第二宗務所管内の補欠選挙の件が発令したので宗務所長事務取扱は選挙長となり円満に該選挙を終了するよう務められたいの件	二七三
十二月十二日	告示乙第二号	宗達乙第十号を以て秋田県宗務所管内の補欠選挙の件が発令したので宗務所長事務取扱は選挙長となり円満に該選挙を終了するよう務められたいの件	二七三